

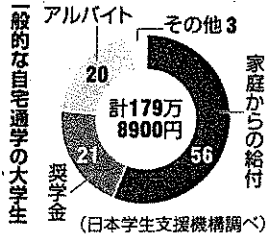
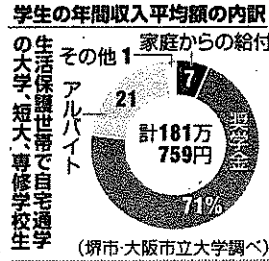
生活保護世帯の子 奨学金頼み

堺市・大阪市立大調査 大学生ら収入の7割

生活保護世帯で育った子どもが大学や専修学校に進学した場合、学費や生活費の7割を奨学金に頼らざるを得ない。そんな傾向が、堺市と大阪市立大学の調査で分かった。調査に答えた学生の半数が400万円以上の奨学金を借りており、重い負担を抱える実態が浮かんだ。

進学率33%、一般の半分未満

生活保護の支給は、世帯単位で決まっている。「利用できる資産や能力は活用する」という制度の趣旨から子どもは高校を卒業したら働くことが前提で、生活保護を受けながら大学などへの進学は認められていない。



このため、生活保護世帯で育った子どもが進学するためには家族と同様していても親と生計を「分離」する手続が必要で、世帯が受け取る保護費も減額される。

今回の調査は「実態を把握

し、適切に支援したい」と堺市の若手ケースワーカーらが企画。昨年10～12月、日本学生支援機構などから奨学金を受け取りながら大学などに通う1608人を対象に実施され、106人が回答した。

調査によると、学費や生活費の支出は年間約181万円、このうち7割の約128万円を奨学金、2割の約39万円をアルバイトでまかなない、家庭からの給付は約12万円にとどまった。奨学金の受給額は月平均約10万円、アルバイトは月平均で約52時間働いていた。

一方、日本学生支援機構が2014年、自宅から大学に通う学生を対象に実施した調査では、年間支出の約6割が家庭からの給付で、奨学金は2割程度。教育費に詳しい小林雅之(東京大学教授「教育・社会学」)は「生活保護世帯の学生が、奨学金とアルバイトに頼る傾向がはっきりした。地域差はあるが、

全国的な傾向を反映していると言えるのではないかと指摘する。

生活保護世帯の子どもの大学や専修学校などへの進学率は33%と、一般世帯の73%の半分にも満たない。世帯の経済状況が影響していると考えられ、小林教授は「世帯分離しなくても進学できるようになれば、保護世帯の子の進学率は上がる可能性がある」と話す。

国は18年度から、返済不要の給付型奨学金を本格的に導入し、月2万～4万円を支給する予定だ。対象は生活保護世帯を含む住民税非課税世帯で、1学年2万人が受給できる。しかし、文部科学省の推計では対象世帯の進学者は1学年で約6万人おり、「範囲が狭い」という指摘もある。

厚生労働省社会・援護局保護課の担当者は「生活保護世帯の子の支援のあり方については今後、総合的に検討していく」としている。

(沢本香織)

借り入れ3年で600万円、バイト週5

専門学校生(20)



世帯分離の適用を受けて専門学校に通う女性(堺市内)

調査に回答した堺市の専門学校3年の女性(20)は理学療法士を目指している。母と弟、妹の4人暮らし。離婚した父からの金銭支援は数年前から途絶えている。入学前、家計を支えていた母が病気で働けなくなり、家族は女性を世帯分離し、生活保護を受け始めた。

家計が苦しいため就職を考えたこともあったが、高校の教員から勧められて進学を決めた。日本学生支援機構から借りる奨学金は月17万3千円。学費が1年時は約180万円、2、3年時は約140万円かかり、奨学金を上限額まで借りざるを得なかったという。飲食店のアルバイトは多い時で

週に5日。学校から帰宅後に家事を済ませ、午後9時から深夜まで働く。アルバイト代は月5万～10万円。うち月1万5千円を定期代に、残りを生活費などに充てる。

在学3年間で奨学金の借入総額は600万円超となり、月3万～5万円を20年ほどかけて返済する計画だ。「奨学金を返済しつつ、給与を家計に入れることを考えると、しんどいと思う」

弟も今春、大学に進学した。奨学金はやはり上限額まで借りる。貸与開始前に授業料など50万円ほどの入金が必要になり、女性の貯金から支払った。「私がお金で悩んだ分、弟と妹には同じ思いをさせたくない」と話す。

5/13 朝日